

船員保険の中期的収支見通しについて（２） （収入の見通し編）

（検討の経緯）

被保険者数及び被扶養者数等については、加入者集団の見通しとして第 7 回船員保険協議会（平成 22 年 10 月 28 日）に報告したところであり、今回は、前回の推計を踏まえ、標準報酬月額・賞与額等を推計した上で、今後 5 年程度の保険料収入の推移について推計を行った。

なお、支出については、現在、推計方法等について検討を行っているところであり、次回の船員保険協議会に見通しを報告する予定。

1. 平均標準報酬月額・賞与額推計に当たっての主な前提等

【前提】

賃金・賞与の変動率については、 $\pm 0\%$ と仮定。

平成 23 年度の年齢毎の平均標準報酬月額等の見込み（ ）を基準として、既に推計している年齢毎の被保険者数の変動の見込みに基づき、平成 24 年度～平成 28 年度の年齢毎の平均標準報酬月額等を推計。

平成 23 年度の平均標準報酬月額等は、加入者集団の見通しの作業に用いた平成 23 年度概算要求時の計数を使用。

【推計方法】

（一般被保険者の平均標準報酬月額）

過去 3 年（平成 19 年～平成 21 年の各年 9 月）の年齢毎の給与指数（全体の平均標準報酬月額を「1」とした場合の全体の平均標準報酬月額に対する年齢毎の平均標準報酬月額の割合）の平均値を算出し、平成 23 年度の全体の平均標準報酬月額に乗ずることにより、平成 23 年度の年齢毎の平均標準報酬月額（暫定値）を推計。

その上で、既に推計している平成 23 年度の年齢毎の一般被保険者数に乗ずることにより、年齢毎の標準報酬月額総額を算出し、全体の標準報酬月額総額に対する年齢毎の標準報酬月額総額の割合を算出。その割合を概算要求時の平成 23 年度の全体の標準報

酬月額総額に乘じ、既に推計している平成 23 年度の年齢毎の一般被保険者数で除することにより年齢毎の平均標準報酬月額を推計。

平成 24 年度～平成 28 年度については、年齢毎の平均標準報酬月額そのものは変動しないものと仮定し、既に推計している一般被保険者数の推計（年齢毎の被保険者数の見込み）をもとに、全体の平均標準報酬月額の変動を推計。

（疾病任意継続被保険者の平均標準報酬月額）

疾病任意継続被保険者については、平成 21 年（9 月）の年齢毎の一般被保険者の平均標準報酬月額（実績値）に対する疾病任意継続被保険者の標準報酬月額（実績値）の割合（ ）を算出し、既に推計している一般被保険者の年齢毎の平均標準報酬月額に乘ずることにより、平成 23 年度の年齢毎の平均標準報酬月額（暫定値）を年齢毎に推計。

船員保険被保険者実態調査において疾病任意継続被保険者を対象とした調査を実施しているのは 3 年毎であり、3 年平均のデータを使用するためには平成 15 年まで遡る必要があることから、直近のデータのみを使用した。また、疾病任意継続被保険者数が少なく年齢別のバラツキが大きいことから前後 3 年齢の平均とした。

その上で、既に推計している平成 23 年度の年齢毎の疾病任意継続被保険者数に乘ずることにより年齢毎の標準報酬月額総額を算出し、全体の標準報酬月額総額に対する年齢毎の標準報酬月額総額の割合を算出。その割合を概算要求時の平成 23 年度の全体の標準報酬月額総額に乘じ、既に推計している平成 23 年度の年齢毎の疾病任意継続被保険者数で除することにより年齢毎の平均標準報酬月額を推計。

平成 24 年度～平成 28 年度については、年齢毎の平均標準報酬月額は変動しないものと仮定し、既に推計している疾病任意継続被保険者数推計（各年齢毎の被保険者数の見込み）をもとに、全体の平均標準報酬月額の変動を推計。

（賞与額）

賞与額については、過去 3 年間（平成 19 年～平成 21 年の各年 9 月）の年齢毎の賞与支給対象者数の割合及び年齢毎の一般被保険者の平均標準報酬月額に対する平均賞与支給額の割合（ ）の平均値を算出した上で、既に推計している平成 23 年度の年齢毎

の一般被保険者数及び平均標準報酬月額に乗ずることにより、平成 23 年度の賞与支給被保険者数と年齢毎の平均賞与支給額、賞与総額（暫定値）を推計し、全体の賞与総額に対する年齢毎の賞与総額の割合を算出。

15 歳～19 歳までの若年層及び 75 歳以上については、賞与支給対象被保険者が少なく年齢別のバラツキが大きいことから当該年齢層の平均値としている。

その上で、全体の賞与総額に対する年齢毎の賞与総額の割合を概算要求時の平成 23 年度の全体の賞与総額に乗ずることにより年齢毎の賞与総額を算出し、既に推計している賞与支給被保険者数で除することにより年齢毎の平均賞与支給額を推計。

平成 24 年度～平成 28 年度については、年齢毎の平均賞与支給額と賞与支給対象者数の割合は変動しないものと仮定し、被保険者数の推移（各年齢毎の被保険者数の見込み）をもとに、全体の平均賞与額の変動を推計。

2. 平均標準報酬月額・平均賞与額及び保険料収入の推計結果

(1) 標準報酬月額（一般被保険者）

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準報酬月額	399,031	396,674	394,587	392,774	391,289	390,171
対前年伸率	-	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%

(2) 標準報酬月額（疾病任意継続被保険者）

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準報酬月額	329,236	326,193	323,193	320,312	317,889	315,653
対前年伸率	-	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%

(3) 平均賞与額（一般被保険者）

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
平均賞与額	460,482	454,941	450,752	447,645	445,779	444,991
対前年伸率	-	1.2%	0.9%	0.7%	0.4%	0.2%

(4) 保険料収入の推計

推計した被保険者数や標準報酬月額等から平成 28 年度までの保険料収入を推計。

< 主な前提 >

平成 23 年度分については、23 年度概算要求時の数値。

疾病保険料率	9.25 % (75 歳未満に限定)		
災害保健福祉保険料率	1.40 % (疾病任意継続被保険者	0.5 %)	
現年度収納率	98.53 % (疾病任意継続被保険者 100 %)		
過年度収納率	13.93 %		

(単位 : 千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
疾病分	一般保険料	27,292,459	26,595,371	25,989,883	25,427,605	24,911,844	24,446,153
	疾病任意継続保険料	1,428,186	1,411,003	1,390,489	1,357,475	1,319,332	1,271,510
	小計	28,720,645	28,006,374	27,380,372	26,785,080	26,231,176	25,717,663
	(対前年増減)	-	2.5%	2.2%	2.2%	2.1%	2.0%
災害保健福祉分	一般保険料	4,130,751	4,034,586	3,943,256	3,858,592	3,781,563	3,711,900
	疾病任意継続保険料	77,199	76,272	75,162	73,380	71,316	68,730
	小計	4,207,950	4,110,858	4,018,418	3,931,972	3,852,879	3,780,630
	(対前年増減)	-	2.3%	2.2%	2.2%	2.0%	1.9%
合計		32,928,595	32,117,232	31,398,790	30,717,052	30,084,055	29,498,293
(対前年増減)		-	2.5%	2.2%	2.2%	2.1%	1.9%

(参考)平成22年10月22日 第7回協議会資料抜粋

(1)被保険者数(一般被保険者及び疾病任意継続被保険者)

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保険者数	59,998	59,031	58,062	57,094	56,151	55,219
対前年伸率	1.4%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%
平均年齢	47.8歳	47.8歳	47.7歳	47.6歳	47.4歳	47.2歳

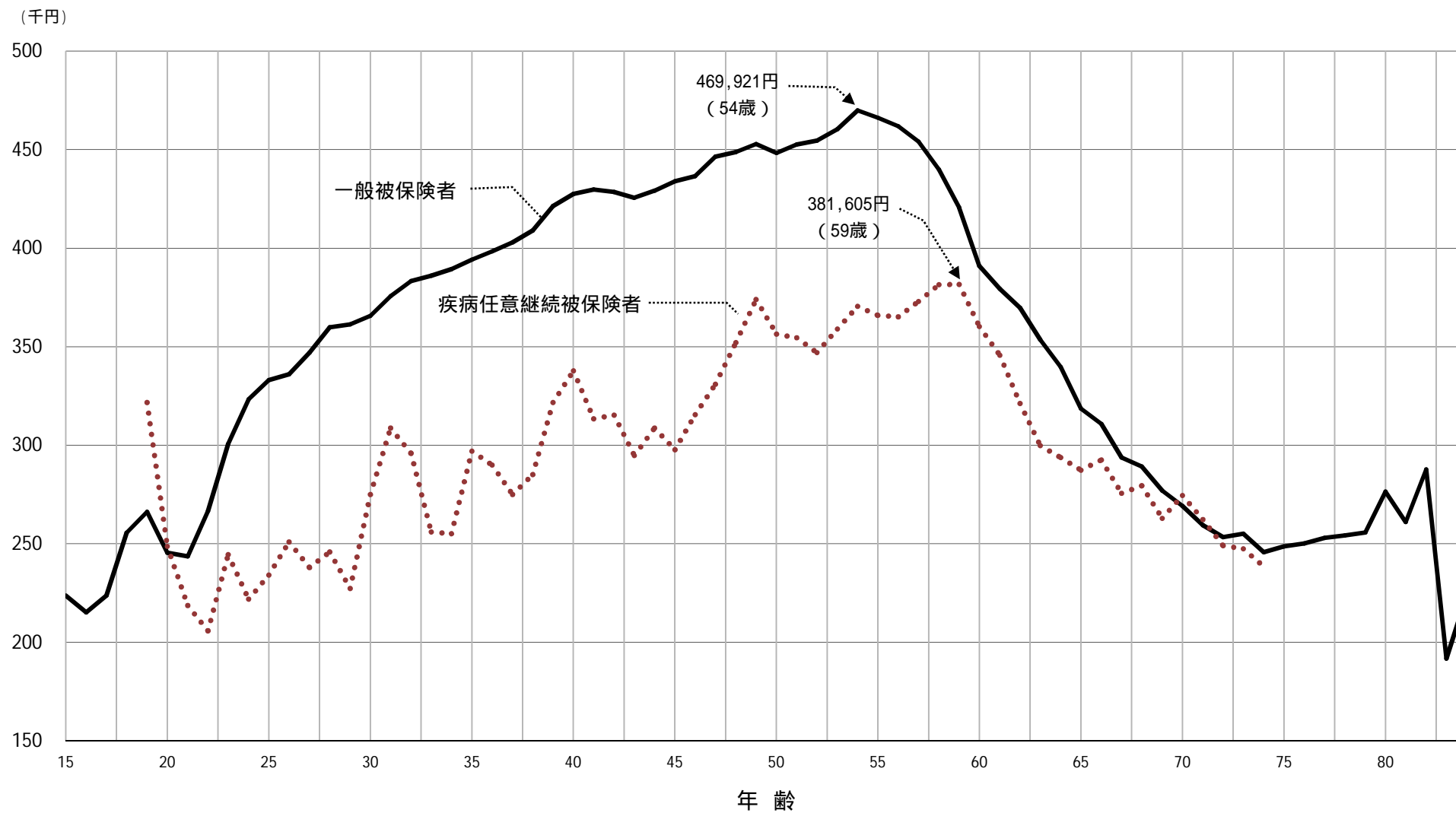
(2)被扶養者数(一般被保険者及び疾病任意継続被保険者)

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被扶養者数	76,778	75,219	73,865	72,610	71,449	70,469
対前年伸率		2.0%	1.8%	1.7%	1.6%	1.4%

(参考1)

年齢毎の平均標準報酬月額の見込み



— 一般被保険者

..... 疾病任意継続被保険者

(参考2)

船員保険の収入構造と今回の中期推計との関係

(数字は平成23年度予算案ベース)

<負担区分、保険料率との関係>

疾病保険料
(9.25%)

国庫
(一般会計)

災害保健福祉保険料
(1.4%)(注1)

介護保険料
(1.62%)

国庫
(労働特会)

	< 疾病保険分 > 311億円	< 災害保健福祉保険分 > 45億円	< 介護分 > 34億円	< 職務上年金給付等分 > 82億円
< 主な内訳 >	(内訳) ・保険料等交付金(疾病分) 268億円 ・疾病任意継続保険料 13億円 ・国庫補助 30億円 ・その他 1億円	(内訳) ・保険料等交付金(災害保健福祉分) 44億円 ・疾病任意継続保険料 1億円 ・その他 1億円	(内訳) ・保険料等交付金(介護保険料) 32億円 ・任意継続保険料 2億円	(内訳) ・職務上年金給付費等交付金 82億円

(注1) 疾病任意継続被保険者の災害保健福祉保険料率については、0.5%である。

(注2) 端数を整理しているため、合計は整合しない場合がある。

<支出との関係>

職務外疾病給付

拠出金等(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)

保健・福祉事業

船員保険独自給付

介護納付金

職務上年金給付等

← 今回の推計の対象 →